

履修・試験・授業等に関すること

学期の区分及び名称について

大阪大学では1年を4つに区分する「4学期制」を採用しています。各学期の名称及び始期は次のとおりです。授業開講期間は1学期あたり8週となります。

- 春学期：4月1日
- 夏学期：年度毎に定める（6月中旬）
- 秋学期：10月1日
- 冬学期：年度毎に定める（12月初旬）

【2019年度 人間科学部・人間科学研究科】

（注）2020年度以降はK O A N 掲示板等でお知らせします。

春学期： 4月1日 ～ 6月10日	夏学期： 6月11日 ～ 9月30日
秋学期： 10月1日 ～ 12月9日	冬学期： 11月27日 ～ 3月31日

授業科目の分類及び名称について

開設する授業科目は、開講する期間により次のとおり分類します。

（1）学期の区分ごとに開講する授業科目：ターム科目

（開講する期間は、春、夏、秋、冬学期となります。）

（2）春学期・夏学期（秋学期・冬学期）の区分ごとに開講する授業科目：セメスター科目

（開講する期間は、春・夏学期、秋・冬学期となります。）

（3）通年にわたり開講する授業科目：通年科目

（開講する期間は、春～冬学期となります。）

（4）特定の期間に集中開講する授業科目：集中講義科目

人間科学部が開講する授業科目の場合、ほとんどの授業科目が（2）のセメスター科目として開講されます。なお、一部の授業科目は（1）のターム科目、または（4）の集中講義科目として開講されます。

集中講義について

人間科学部が開講する授業科目のうち、主に3・4年次に配当する授業科目の一部については、夏季休業中の特定期間を3つのゾーンに区分する中で、集中講義科目として開講します。集中講義の日程及びその開講科目は学生に配付する時間割表及びK O A N 掲示板でお知らせします。

【2019年度 人間科学部・人間科学研究科集中講義】

（注）2020年度以降はK O A N 掲示板等でお知らせします。

学 期	ゾ ーン	期 間
夏学期	A	8月26日（月）～ 8月30日（金）
	B	9月 2日（月）～ 9月 6日（金）
	C	9月 9日（月）～ 9月13日（金）

授業時間について

授業時間は次のとおりです。ほとんどの授業科目は時限単位で開講されます。

第1時限		第2時限		第3時限		第4時限		第5時限		第6時限
8:50	休	10:30	休	13:00	休	14:40	休	16:20	休	18:00
5	み	5	み	5	み	5	み	5	み	5
10:20		12:00		14:30		16:10		17:50		19:30

授業時間割表及びシラバスについて

翌年度に開講する授業科目の授業時間割表及びシラバスについては、前年度3月末の時点で確定します。授業時間割表は人間科学研究科ホームページに掲載します。シラバスはKOANから参照してください。

人間科学研究科ホームページ シラバス/時間割掲載ページ

学部 http://www.hus.osaka-u.ac.jp/ja/students/syllabus_undergraduate.html

大学院 http://www.hus.osaka-u.ac.jp/ja/students/syllabus_graduate.html

授業科目の履修登録・履修取消・変更登録について

学生は、履修方法、履修指針、教員の指導等に基づき、シラバス等を参考とし、自ら履修計画を立てて授業科目の選択履修を行わなければなりません。授業科目を履修するためには指定する期限までに、KOAN（学務情報システム）により履修登録を行う必要があります。

なお、履修登録に関する留意事項は次のとおりです。

- (1) 同一時間に関講される科目は、重複して履修登録できません。
- (2) 履修登録をしていない科目については試験を受けることができません。
- (3) 履修科目の追加及び変更は、指定された期間内に行わなければなりません。
- (4) 全学共通教育科目及び他学部等開講科目の履修登録については、人間科学部開講科目とは登録期間等が異なります。
- (5) 他学部等開講科目の履修登録について疑問がある場合は、当該科目を開講する学部等の教務担当係へ確認してください。

【2019年度 人間科学部・人間科学研究科開講科目の履修登録等期間】

(注) 2020年度以降はKOAN掲示板等でお知らせします。

開講期間（科目分類）	授業開始日	履修登録期間	履修登録変更期間	履修登録取消期間
春～夏学期（セメスター科目）	4/8(月)	4/1(月)～4/19(金)		4/22(月)～4/26(金)
春学期（ターム科目）	4/8(月)			4/22(月)～4/26(金)
夏学期（ターム科目）	6/11(火)		6/11(火)～6/17(月)	6/25(火)～7/1(月)
夏季集中講義			7/30(火)～8/5(月)	7/30(火)～8/5(月)
秋～冬学期（セメスター科目）	10/1(火)	9/17(火)～10/11(金)		10/15(火)～10/21(月)
秋学期（ターム科目）	10/1(火)			10/15(火)～10/21(月)
冬学期（ターム科目）	11/27(水)		11/27(水)～12/16(月)	12/17(火)～12/23(月)

グレード・ポイント・アベレージ（GPA）制度について

大阪大学では、2014年度学部入学者からGPA制度を導入しています。

GPA制度は、学修の状況及び成果を示す指標としてのGPAを算出することにより、学生の学習意欲の向上及び適切な修学指導に資するとともに、教育の国際化を促進することを目的に行われています。

1. GPについて

成績の評価及び各評価に与えられるGPは、以下のとおり定めています。

成績の評価	S (90点以上)	A (80点以上 90点未満)	B (70点以上 80点未満)	C (60点以上 70点未満)	F (60点未満)
GP	4.0	3.0	2.0	1.0	0.0

2. GPAについて

当該学期におけるGPA（以下「学期GPA」という。）及び全在学期間におけるGPA（以下「通算GPA」という。）があります。学期GPA及び通算GPAを算出する計算式は以下のとおりです。（GPAの算出は、小数点第3位以下を切り捨てるものとします。）

【学期GPAを算出する計算式】

$$\text{学期GPA} = \frac{\text{(当該学期に評価を受けた各授業科目で得たGP} \times \text{当該授業科目の単位数)の合計}}{\text{当該学期に評価を受けた各授業科目の単位数の合計}}$$

【通算GPAを算出する計算式】

$$\text{通算GPA} = \frac{\text{(各学期に評価を受けた各授業科目で得たGP} \times \text{当該授業科目の単位数)の合計)の総和}}{\text{(各学期に評価を受けた各授業科目の単位数の合計)の総和}}$$

3. GPA算出の対象科目について

教養教育系科目、専門教育系科目及び国際性涵養教育系科目のうち、大阪大学学部学則第10条の7第2項に基づく試験の成績の評価を行う授業科目であって、人間科学部において卒業要件に算入できる授業科目とします。

ただし、次の各号に該当する授業科目については、GPAの計算から除くものとします。

- (1) 本学在学中に他の大学、専門職大学若しくは短期大学（専門職短期大学を含む。以下同じ）において履修した授業科目又は外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下同じ）において履修した授業科目
- (2) 入学前に本学、他の大学、専門職大学若しくは短期大学において履修した授業科目又は外国の大学若しくは短期大学において履修した授業科目（科目等履修生として履修した授業科目を含む）
- (3) 本学在学中に大学以外の教育施設等における学修（短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修）を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えられた授業科目

- (4) 大阪大学学部学則第14条から第15条までの規定による編入学等に伴い、本学の授業科目を学修したものと同等以上の学力があると認定された授業科目
- (5) 前各号に掲げるもののほか、各学部学科が別に定める授業科目

4. 「履修取消」について

学生が学期の途中で授業科目の履修を中止したい場合は、学期ごとに定められた履修取消期間に、当該授業科目に係る履修登録を取り消すことができます。履修登録を取り消した授業科目については、学期GPA及び通算GPAの算出から除外します。なお、履修を取消した授業科目については、GPAから除く授業科目となり、学籍情報システム（KOAN）では「W」（Withdrawal）で表示されます。

大阪大学ホームページ/グレード・ポイント・アベレージ（GPA）制度

<http://www.osaka-u.ac.jp/ja/education/gpa>

試験について

1. 原則として、試験は当該授業が開講される学期末に実施します。
2. 履修登録をしていない科目の試験を受けることはできません。
3. レポートをもって試験に代える科目については、提出条件及び期限を厳守してください。
4. 試験の際には、試験監督者の指示に従うほか、次のことに注意してください。
 - (1) 受験者は定刻までに、試験室に入室してください。
 - (2) 解答用紙は、答案記入の有無にかかわらず、提出してください。

試験等（レポート試験等を含む）における不正行為について

試験等（レポート試験等を含む）において、下記にあげる行為等を行った場合は不正行為とみなし、当該学期に受験した人間科学部が開講する授業科目全ての成績評価を無効とします。

- (1) 持ち込み（使用）を許可された教科書、ノート、辞書等以外のものを使用した場合
- (2) カンニングペーパーの使用等、カンニングとみなされる行為を行った場合
- (3) 代人受験とみなされる行為を行った場合
- (4) その他試験監督者の指示に従わない場合
- (5) 授業担当教員が成績評価の対象として求めるレポート等の提出物において、他人の論文、著作、レポート、ウェブサイト、インターネット投稿、講義配布物（公表・未公表を問わない。）の一部または全部を剽窃した場合

成績評価に関する疑義申し立てについて

成績評価が筆記試験、レポート提出等の結果や出席状況などから判断して、明らかに誤記入（採点ミス、登録ミス）によるものと思われる場合は、成績評価に関する疑義申し立てを行うことができます。なお、成績評価の理由、根拠に関する申し立て及び成績評価についての特別な配慮を求める申し立ては受け付けません。

（疑義の申し立てが可能な期間）

疑義申し立てを行う授業科目の成績発表日から約1週間（土曜・日曜・祝日を除く）の期日で設定される受付期限までとします。（ただし、その他やむを得ない事情があると認められた場合は、この限りではありません。）

（疑義の申し立て手続き）

KOAN掲示板により通知される手順により、「成績評価に関する疑義申立書（人間科学部・人間科学研究科）」を提出してください。

授業・試験の欠席について

下記（別表）にあげる事由またはその他のやむを得ない事由により、授業及び試験を欠席した場合は、「欠席・試験欠席届」に医師の診断書または事実の確認できる証明書等を添付のうえ、教務係に提出し、許可を得た後、授業担当教員にその写しを提出してください。授業担当教員の判断により、一定の配慮を行います。

ただし、クラブ活動等の課外活動は、やむを得ない事由に該当しません。

（別表）

欠席事由	配慮を要する期間 （授業等に出席することができない範囲）
学校感染症（学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症）を罹患したことにより出席停止の措置を受けた場合	学校保健安全法施行規則第19条に規定する出席停止の期間
親族（2親等以内）が死亡した場合	配偶者・1親等…通夜、葬儀などのために要した日数（連続7日以内）、2親等…通夜、葬儀などのために要した日数（連続3日以内）
「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」に基づく裁判員の選任手続きのため及び裁判員の職務に従事するため裁判所に出頭した場合	裁判所に出頭した日
居住地及び通学経路に係る特別警報が発令された場合	特別警報が発令された日
教職課程の「教育（養護）実習」及び「介護等の体験」に参加する場合	「教育（養護）実習」及び「介護等の体験」の期間

気象警報発表時の授業の取扱いについて

大阪府「豊中市・吹田市・茨木市・箕面市のいずれか、またはこれらの市を含む地域」に「暴風警報」または「特別警報※」が発表された場合、授業は休講とします。

なお、当該発表が授業開始後の場合は、次の時限の授業から休講とします。

また、気象警報が解除された場合の取扱いは次のとおりです。

※「特別警報」については内容を限定せず、すべての「特別警報」を対象とします。

警報解除時刻	授業の取扱い
午前6時以前に解除された場合	全日授業実施
午前9時以前に解除された場合	午後授業実施
午前9時を超過しても解除されない場合	全日授業休業

【注意】解除の確認は、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道によります。

公共交通機関運休時の取扱いについて

災害により、通学路線のうち次の公共交通機関のいずれかが運行の休止又は運転の見合せ（以下、「運休」という。）となった場合（一部区間の運休を含む）、当該キャンパスで開講する授業は休講とします。

- ①豊中キャンパス 阪急電車（宝塚線：梅田-宝塚間）又は大阪モノレール（全線）
- ②吹田キャンパス 阪急電車（千里線：梅田／天神橋筋六丁目－北千里間）又は大阪モノレール（全線）
- ③箕面キャンパス 阪急電車（千里線：梅田／天神橋筋六丁目－北千里間）、阪急バス（千里中央－阪大外国語学部前／間谷住宅4）又は大阪モノレール（全線）

ただし、事故等による一時的な運転見合せについては、休講とはしません。

運休解除時刻	授業の取扱い
午前6時以前に解除された場合	全日授業実施
午前9時以前に解除された場合	午後授業実施
午前9時を超過しても解除されない場合	全日授業休業

【注意】解除の確認は、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道によります。

地震発生時の取扱いについて

大阪府「豊中市・吹田市・茨木市・箕面市」のいずれかで震度5強以上の地震が発生した場合、その日の授業を休講とします。ただし、地震の発生が午後5時15分以降の場合は、翌日の授業も休講とします。

また、地震が当該地域以外で発生した場合又は震度5強未満の場合は、公共交通機関の運行状況に応じて対応することとし、上記「公共交通機関運休時の取扱いについて」に従うこととします。

す。

災害に伴う避難勧告又は避難指示発令時の取扱いについて

災害に伴う避難勧告又は避難指示（以下「避難勧告等」という。）が発令された地域（以下「避難地域」という。）に本学部が該当する場合、授業を休講とする場合がありますので、KOAN 掲示板等の指示に従ってください。